

令和8年度

教育用訪問看護ステーション運営事業 事業者募集のご案内

▶ 教育用訪問看護ステーションとは？

職員育成のノウハウがある訪問看護ステーションを「教育用訪問看護ステーション」と位置づけます。近隣地域の訪問看護ステーションの職員に対して**地域における関係者との連携・ノウハウ伝授**や同行訪問による実践的な研修、職員育成及び訪問看護業務に関する相談支援を行うことにより、**訪問看護ステーションの看護職員の資質向上**及び**地域のネットワークを構築**する業務を行います。

- ① 研修会の実施
- ② 同行訪問の実施
- ③ 相談に関する助言、情報提供

委託内容は
3つ！



▶ 何のため？

高齢化に伴う訪問看護のニーズの高まりにより、訪問看護ST数は増加していますが、訪問看護STの看護職員の**技術力向上**や**地域関係者との連携**が課題となっております。地域で研修会等を行うことで技術力の向上を図るとともに、地域のネットワークを構築することを目的として、教育用訪問看護ステーションの運営事業を行います。

企画提案（プロポーザル）の募集について

【募集期間】

5月27日（水）から6月19日（金）まで

質問受付中！
(6/5（金）17時まで)

【委託期間】

契約締結の日から令和9年3月31日まで

【募集する訪問看護ステーションの数】

5事業所

在宅医療の需要が特に増加すると見込まれる二次医療圏※5地域を優先として、1地域につき1か所

※千葉、東葛北部、東葛南部、印旛、市原 ※優先地域以外の地域においても応募は可能。

なお、同地域内において、複数ステーションの共同提案を可能とする。

【委託金額の上限額】

1ステーションあたり2,000,000円（税込） ※研修の規模や回数に応じて少額の提案でも可

【応募資格】 以下の①～③に当てはまる者。

- ① 介護保険法の指定を受けた者であること。
 - ② 教育用訪問看護ステーションは、千葉県内に所在すること。
 - ③ 研修の指導者として、訪問看護認定看護師、在宅ケア認定看護師、地域看護専門看護師若しくは在宅看護専門看護師、又はこれら認定看護師等と同等以上の能力が認められる者がいること。
- ※同等以上の能力が認められる者とは、訪問看護ステーション外の活動として研修講師等の実績がある者等とする。

少しでも興味を持たれた方、千葉県の訪問看護をより良くするためにご協力いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひ当該事業へのご参加をご検討ください。

皆さまの応募をお待ちしております。

千葉県



詳しくはこちら！▶
(千葉県HP企画募集のページ)